

商店街への出店を補助!!

商店街振興組合等が、商店街に新規出店する店舗を誘致してきた際、建設費（解体工事含む）、改装費、家賃のいずれかを補助します。

- ※ 申請前に、商店街振興組合（もしくは振興会等）や八代商工会議所への加入が必要になります。
- ※ 補助対象者が、商店街振興組合等になりますので、個店では申請できません。
- ※ 補助金の支払いは、事業終了後（工事が完了し、支払い等が終わった後）、実績報告書（現場写真、領収書等含む）を確認し、その処理が終わった後になります。

《市の支援制度》 下表1～3のいずれかを選択。

【H25 新規事業】 1. 新規建設補助 (解体工事含む)	① 新規建設費用の 1/3 (限度額：200 万円) ② 古い店舗を解体し、新規建設する場合、解体費の 1/3 も補助。 (限度額：100 万円上乗せ。) ⇒ ①+② = 合計 300 万円 ※ 商店街によって、業種等の条件が異なります。 ※ 備品類は対象になりません。
2. 改装費補助	出店時の改装費の 1/3 (限度額：200 万円) ※ 商店街によって、業種等の条件が異なります。 ※ 備品類は対象になりません。
3. 家賃補助	出店後 1 年間の家賃の 1/3 (限度額：月 5 万円※1 年間分 60 万円)

《八代商工会議所の支援制度》

出店 1 年目に市の支援制度を受けた店舗を対象として、2 年目に家賃補助を行っています。

家賃補助 (2 年目分)	【補助内容】※市の家賃補助と同様。 出店後 1 年間の家賃の 1/3 (限度額：月 5 万円※1 年間分 60 万円)
------------------------	---

問い合わせ先

【商店街振興組合】	八代商工会議所 担当 山門（やまかど）
本町 1 丁目商店街振興組合 070-5418-3685	0965-32-6191
本町 2 丁目商店街振興組合 0965-35-4747	
本町 3 丁目商店街振興組合 0965-32-2697	八代市役所 商工振興課 担当 篠原
通町商店街振興組合 0965-32-4509	(しのはら)
	0965-33-8513